

(案)

消政策第 580 号
令和 3 年 6 月 10 日

消費者委員会
委員長 山本 隆司 殿

内閣総理大臣 菅 義偉

「消費者基本計画」及び「消費者基本計画工程表」に係る
消費者委員会の意見聴取について

消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく「消費者基本計画」の改定の素案及び「消費者基本計画」に基づく工程表（※）の改定の案を別添のとおり作成したので、同法第 27 条第 3 項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

（※）工程表は、関係省庁等が講ずべき具体的施策の取組予定等を取りまとめており、その改定は、同法第 27 条第 2 項第 2 号の規定に基づき行うもの。